ID:　107

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	許可手数料等の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例　第18条第2項
例規番号	平成12年条例第32号

【根拠条文】

（一般廃棄物処理業等の許可申請及び手数料）

第18条　法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定により業として一般廃棄物の収集、運搬、処分の許可若しくは更新の許可を受けようとする者又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可若しくは更新の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による許可を受けようとする者及びその許可書の再交付を受けようとする者は、次に定める手数料を納付しなければならない。

種別	金額
許可手数料	1件につき　10,000円
更新による許可手数料	1件につき　6,000円
再交付手数料	1件につき　3,000円

3　前項の規定により納付された手数料は、返還しない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日